

説明結果概要

平成9年3月17日(月)

(主な質疑)

○ 第1条関係

- A) accountability(説明責任)は、この法律で創設されるものなのか、憲法に根拠のあるものを確認するものなのか。
- B) 民主主義制度に基づくもので、創設されるものではない。政治的責任=責務である。説明する責務を全うする手段として開示請求権と情報提供がある。
- A) 「知る権利」は表現の自由から出てくるので人権論からのアプローチになるが、説明責任は人権から出てくるわけではないのか。
- B) 代表民主制の統治構造からである。
- A) それなら、国会に対して責任を負えよ、直接国民に対して説明責任を負う必要はないのではないか。また、君主主権の国の政府には説明責任はないということか。いずれにしても国民主権だけから説明するのは難しい。
- A) 別案の第1項と第2項の関係は。
- B) 第1項が目的、第2項が責務である。
- A) 第2項の責務は、第1項の第一目的及び第二目的とはどういう関係にあるのか。
- B) 第一目的から第二目的へ向かう途中段階にあるものを抜き出した。
- A) 目的と責務を書くのは最近の法律のはやりだが、この案ではうまく整理されていない。「説明する責務」の意義等について固める(ペーパー)ことが必要。
- A) 別案第1項の「これに関連する事項」とは何のことか。
- B) 情報提供や文書管理。
- A) 「情報公開及びこれに関連する事項」のように、上が広い場合ならわかるが、「行政文書の開示を請求する権利」では狭いのではないか。
- A) 別案第1項の第一目的で、「行政運営の公開性の向上」と「国民の不断の監視と批判」とは表裏の関係にあるので、「とともに」でつなぐのはおかしいのではないか。
- B) 一方は政府側からの表現、他方は国民側からの表現である。
- A) 「公開性」は、行政手続法の「透明性」とは意味が違うのか。
- B) 手続法の定義によれば、「透明性」は主に意思決定過程に関わるものだが、本法は行政運営全般に関わるものであるから、「透明性」では狭い。
- A) 手續法の「透明性」は意思決定過程に限定されるとても、一般的には限定されないのではないか。
 「公開性」というと、裁判の公開のよう行政を実際に市民が見ている前で行うという意味に取れるが、審議会の公開とか、そういうことが望ましいということか。「公開」というと、自分で開け広げるという行為を含意している感じがする。
- B) 「公開」には、そのものを開け広げるという意味もあるが、付隨する情報を明らか

にするという意味もあり、後者の意味で使ってもよいのではないか。

- A) 「性」でごまかしているのだから、ここで「公開性」という言葉を使うのなら、ちゃんと定義する必要があるのではないか。

A) 別案第1項の「監視と批判」について、「批判」はともかく、「監視」とは悪いことをしてないように見張るという意味であり、ふさわしい表現ではないのではないか。ここは日本語としてさらっと読めて、かつ、公務員の立場から見ても引っかかるような表現にする必要があると思うが、このくらいの表現でないともたないのか。

- B) 国民側からの表現がないともたないが、なかなか良い表現がない。

A) 「行政に対する信頼の確保」、「公正で民主的な行政」はどうか。

B) 「知る権利」派との妥協により、「説明する責務」と国民側からの表現を前面に出すことになった。

A) 個別の事柄ならよいが、「政府の諸活動」を監視するという表現は無理である。

A) 別案第2項の「責任ある意思形成の促進」とはどういうことか。

B) 的確な認識と評価がなされれば意思形成が容易になるということ。

A) 「促進」とは「速く進める」という意味ではないか。

B) ここの「促進」は、より深くする、より的確にするというニュアンスである。

A) また、意思形成に責任のあるなしはあるのか。

A) せっかく要綱案があるので、まずは要綱案に手を加えることで何とかならないかを考えるべきだろう。その際、手段、第一目的、第二目的、最終目的の構造を整理する必要があるが、「監視・参加の充実」をうまく直す方向で検討したらどうか。

また、責務を目的で引用するような形の立法例もあるので、目的・責務の構成も検討してほしい。

○ 第6条第3項及び第4項関係

A) 「おそれ」だけでも要件裁量が認められるところを、「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある」とすると、裁量の幅を狭めているように読める。現に誤解している人がいるのだから、表現を工夫する必要がある。

単に「おそれ」を立証するより、「相当の理由」を立証する方が難しいのではないか。「一応の理由」ならともかく、「相当の理由」はかなり強い表現である。

B) 「一応の」は部会で却下された。また、公開法廷での審理を踏まえて、ややあやふやな証拠でもある程度は認められるようにしたいということもある。

A) 最も明解なのは「おそれがあると行政機関の長が認める情報」だが、それは無理としても、認める主体が行政機関であることを何らかの形で明らかにするというのが一つの考えられる方法ではないか。

A) 「おそれ」でも十分緩い表現なので、それを更に緩めるのは難しいと思うが、裁量の大きい処分の規定の表現や、名誉毀損の真実性の証明等を参考に代案を出してほしい。

い。

○ 関係法律との調整

A) 調査結果の整理を急いでやってほしい。

- A) 関係法律との調整で、ハードコア（最も困難な部分）はどこか。
- B) 一定の手続規定を置いているものの、開示等の期間や方法を限定している法律との調整をどうするかということ。
- A) その場合、個別法が及ぼないところに本法を適用するためには、その旨を本法に書く必要があるのではないか。
- B) 個別法が及ぼないところは、積極的に禁止していない限りは白地と捉え、本法が適用されると整理している。
- A) 政治資金規正法のように手続が制限されているものはあまり数はないだろう。もつと作業に時間がかかるところはどこか。
- B) プライバシーや企業秘密に配慮して公開範囲を制限している法律との調整もある。
- A) それも数はあまりないだろう。

A) 著作権法との調整を急いでほしい。それがハードコアになるかもしれない。

- A) 差し当たっての課題としては、①ハードコアの部分の整理、②議院証言法との関係における問題点と考え方の整理、③民訴法、刑訴法との関係における問題点と考え方の整理であろう。また、放っておけば当然に本法が適用されると解してよいのかということも引っかかる。

○ 第2条第1項関係

- A) 第3号について、なぜ一部の機関だけ特に政令で定めて「行政機関」にする必要があるのか。
 - B) 国家公安委員会と警察庁、法務省と検察庁、文部省と国立大学の関係を考えると、法制上の独立性と独立した対象機関となるにふさわしい組織の実体の観点から、それぞれ後者を開示等決定の主体とした方がよいとの判断。
 - A) 独立性を理由に第3号の政令で定める機関としては、警察庁、検察庁、国立大学以外にはないのか。
 - B) 大学共同利用施設が議論の余地がある。
 - A) 個人情報保護法では施設等機関は政令指定機関になっていないのに、本法で国立大学を政令指定機関にするのは何故か。個人情報保護法と扱いを異にする理由を説明する必要がある。
- A) 不服申立てに当たって、第3号の政令指定機関とその上級行政庁との関係はどうなるのか。
要するに、行政不服審査法の考え方へ従うということでよいのか。その解釈を前提

とすると、国立大学は異議申立てを受けて不服審査会に諮問するということか。調べて整理してほしい。

A) 第4号について、個人情報保護法は会計検査院を対象機関にしていないのに、本法で対象機関にするのは何故か、説明が必要。

○ 第2条第2項関係

A) 「文書、図画その他の記録」という表現は他に例があるのか。

B) 見当たらない。

A) 電磁媒体の例示が必要ではないか。

B) 例示方式だと締め括りの表現をどうするかが問題。

A) なぜ「行政情報」ではなく「行政文書」なのか。文書と磁気情報の全部を括る言葉としては「行政情報」がよいのではないか。

B) 第6条の「不開示情報」との対比で、ここは開示請求の対象となる情報が記録されたものと整理する必要がある。

A) 「行政情報」をここできちんと定義すればよいのではないか。

B) 「行政情報」とすると、既存の文書の内容を加工することまで求められるのではないかという危惧がある。

A) それなら「情報公開法」という名称も問題があるということになる。「情報公開法」という名称は変えられないのだろう。

A) 前段については、内容は異論ないが、表現に工夫の余地がある。

A) 「組織的に用いる」という表現は問題。もう少し意味内容がわかるようにする必要がある。「ものとして」は保有の態様を限定する趣旨か。

B) そのとおり。

A) 「決裁・供覧が終了したもの」というのは無理か。

B) 郡司メモ以来、とても無理である。

A) 「共用文書」はどうか。固有名詞として使うのではなく、「組織においてみんなが使う」という意味内容が入れば、「組織として用いるもの」よりも限定される。「共用」は二人以上ということと「誰でも」という意味の有無が問題になるが、「共用文書」という言葉を使うことについてはネガティブに考えているのか。

B) そんなことはない。

A) 「組織的」の用例はあるのか。

B) オーガナイズドとシステムティックの二つの意味で使われている。

A) ここはどういう意味か。

B) 部会では妥協があったところ。消極的に「個人的でない」という意味と、積極的に「共用文書」「組織文書」的に限定するものなど、捉え方に幅がある。

A) 解釈の仕方が複数あるというのでは裁判所も困る。ここは意味内容をはっきりさせ

る必要がある。

- A) 「職務上作成し」の後ろには「、」が必要。
「行政機関が保有しているもの」は「当該行政機関が～」であろう。
- A) 第1号について、要綱案では、例えば古くて容易に入手できないような官報は対象文書から外れないという説明だったが、この案では、官報であればどんなに古いものでも対象文書から外れるということか。
- B) そういうものについては情報提供で対応するなど運用で手当する。ここは、対象文書の範囲を客観的に明示することに主眼を置いた。
- A) 一般には入手できないような外国の書籍は第1号に当たるのか。
- B) 該当する。場合によっては情報提供で対応することも考えられる。
- A) サービスだと実費も徴収できない。
- A) 第2号について、政令で定める施設等としてどのようなものを想定しているのか。
- B) 国立公文書館等。
- A) 「政令で定める方法」とはどういうことか。
- B) 保管方法や開示条件といったこと。
- A) 本法に代わり得るものとしての開示の基準や手続が定められているという意味であれば、「政令で定める方法により、～閲覧に供されているもの」といった表現になるのではないか。「政令で定める方法により、～保有されているもの」では、なぜ対象文書から外れるのか理解できない。整理してほしい。
- また、「学術研究用」の中身についての部会の議論も整理してほしい。

○ 第10条第2項関係

- A) 「次の各号のいずれかに該当するとき」という表現は他に例があるのか。例がたくさんあるのなら問題ないが、検索してほしい。
- A) 第1号の表現で不開示情報が記録されているときとすぐに読めるか。不親切な感じがする。
第3号の表現では、他の行政機関には文書が存在しているような場合には拒否できないことになる。「開示請求に係る行政文書を保有しないとき」ではないか。
- 第5号の表現からは、不適法な請求をイメージできない。何か実体的な理由があるように読める。補正の要否との関係も調べてほしい。

○ 第12条関係

- A) 「前条に規定する期間内」では、30日なのか60日なのか不明。表現を工夫する必要がある。

○ 第41条関係

- A) 会計検査院の不服審査会については別に法律で定めるのか。
- B) 折衝中であるが、別に法律で定めるとすると、①会計検査院法の改正、②単独の設置法、③本法に規定という方法が考えられる。
 - A) ②など考えられるのか。
 - B) 可能性としてあるということで、現実問題としては無理だろう。
- A) 会計検査院は本法の「行政機関」には入っていながら、不服審査会だけは別に置くというのはどういうことか。本法の不服審査会で何が問題なのか。
- B) 憲法上の機関である会計検査院が、政府部内の一審議会に諮問するのはおかしいという形式上の問題だけ。

○ 今後の進め方

- ・ 条項ごとに、規定の趣旨、規定の内容、用語の説明、用例等を整理した説明資料を用意すること。
- ・ 次回は、3月19日 13:30 ~、第3条から。

* 提出資料

・ 情報公開法(草案)

・ 情報公開法案検討用草案からの変更点について